

海津市制20周年記念プロモーション委託業務公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本要領は、「海津市制20周年記念プロモーション委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

企委第22号 海津市制20周年記念プロモーション委託業務

(2) 業務内容

海津市制20周年記念プロモーション委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約の日から令和8年2月28日まで

3 予算額

委託料の上限は、15,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 日程

令和6年12月23日（月） 募集開始
令和7年 1月14日（火） 質疑受付期限
令和7年 1月27日（月） 質疑に対する回答（予定）
令和7年 2月 3日（月） 参加申込書提出期限
令和7年 2月10日（月） 企画提案書等の提出期限
令和7年 2月19日（水） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 過去5ヵ年度（令和元年度から令和5年度）に以下のいずれの業務も完了したことがあること。（令和6年度に完了している場合も可とする）

- ア 官公庁等のPR用動画制作業務
- イ 観光用またはPR用冊子作成業務
- ウ PR用ホームページ及びSNSの作成業務

エ WEB広告実施業務

- (2) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 租税その他の公課を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 海津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年海津市告示第 94 号）に規定する「別表」の措置要件に該当する者でないこと。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。質問書を提出した場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受付けない。

(2) 提出期間

令和7年1月6日（月）から、令和7年1月14日（火）17時まで

(3) 提出先

総務企画部 企画課 メール kikaku@city.kaizu.lg.jp

(4) 回答方法

回答は、質問者に対して令和7年1月27日までに電子メールにて通知する。
また、海津市ホームページで公表する。

8 参加申込の手続き

(1) 参加申込書の提出について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、特記仕様書、海津市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式2） 1部

イ 会社概要書（様式3） 1部

(2) 提出期間

令和7年2月3日（月）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

持参による場合は、市役所の閉庁日を除く各日9時から17時までとする。

郵送による場合は、提出期限内必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 提出先

海津市 総務企画部 企画課

住 所：岐阜県海津市海津町高須515番地

電 話：0584-53-1113

メール：kikaku@city.kaizu.lg.jp

9 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書として提出する書類（各10部）

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式5）

エ 業務実施体制（様式6）

オ 業務工程表（任意様式）

カ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期間

令和7年2月10日（月）17時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

持参による場合は、市役所の閉庁日を除く各日9時から17時までとする。

郵送による場合は、提出期限内必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 提出先

海津市 総務企画部 企画課

住 所：岐阜県海津市海津町高須515番地

電 話：0584-53-1113

メール：kikaku@city.kaizu.lg.jp

10 審査方法

海津市制20周年記念プロモーション委託業務プロポーザル選定委員会において審査の上、最優秀提案者1者を選出する。なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

(1) 審査方法

審査はプレゼンテーションにて実施する。時間及び場所については、書類の提出があった事業者に対し別途通知する。時間は1事業者30分以内とし、時間配分は、説明が20分以内、質疑応答が10分以内とする。

各事業者の出席者は、3名以内とする。

参加事業者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション審査は実施することとし、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

審査基準、配点については別表に定めるとおりとする。

1 1 審査結果の通知

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書（様式7）にて通知することとする。また、審査結果は海津市ホームページに掲載するものとし、候補者となった事業者については、名称を公表する。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響を及ぼす恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を海津市に請求することはできないものとする。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が「3 予算額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 審査の内容についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (6) 参加申込書等書類を郵送で提出する場合、郵送事故等により提出先に到着しなかったことに対して異議を申し立てることはできない。
- (7) 審査の結果、選定された事業者を委託業務にかかる契約の相手方として、仕様書等を協議・調整のうえ契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案者が契約締結しない場合は、次に得点の高かった事業者と交渉を行い、合意に達した場合はその事業者と契約を締結する。

1 5 問い合わせ先

所 属 海津市 総務企画部 企画課
担 当 木村 朱里
電 話 0584-53-1113
メール kikaku@city.kaizu.lg.jp